

参 考 資 料

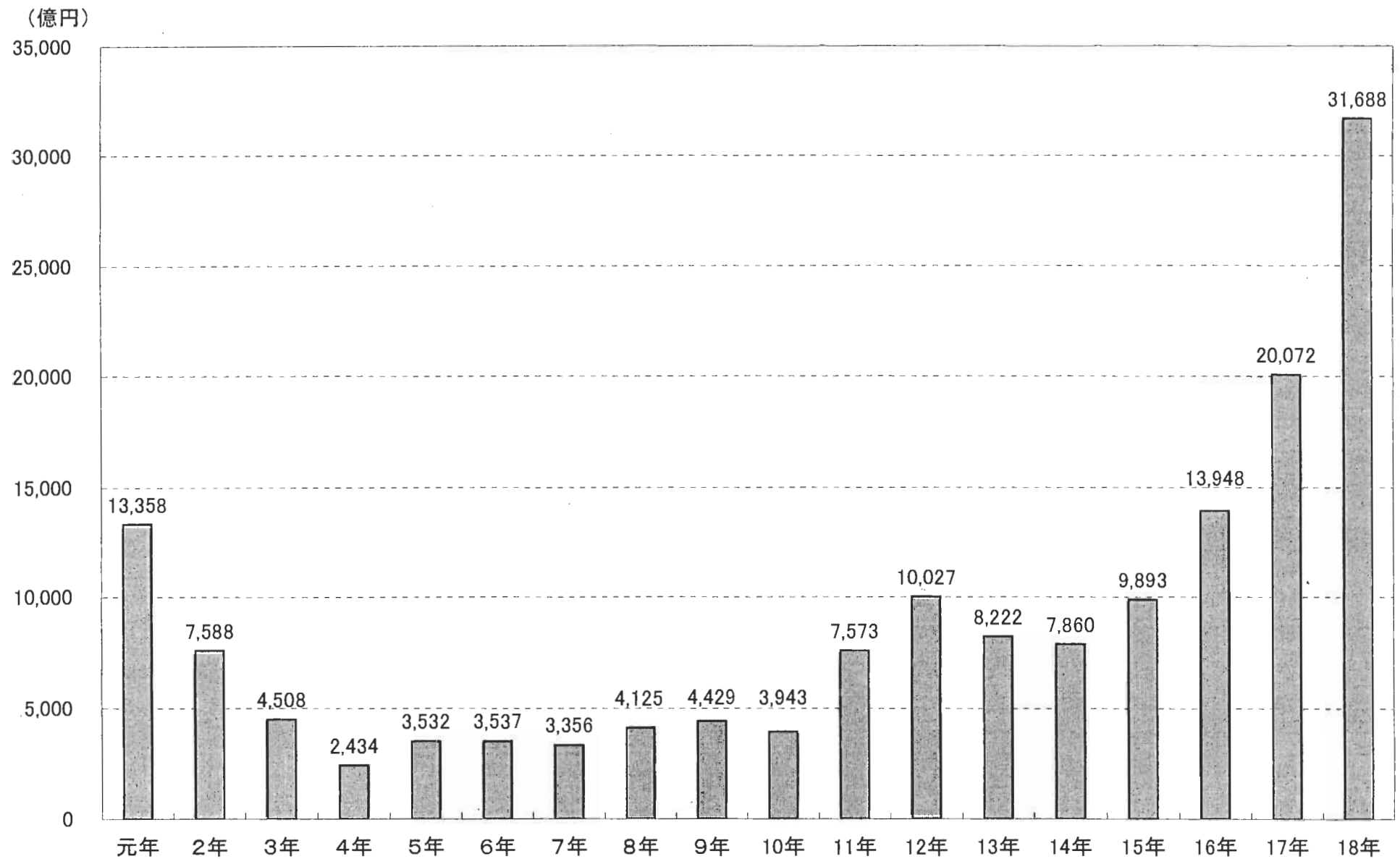
（ 金 融 証 券 税 制 ）

目 次

・ 東証一日平均売買金額の推移	1
・ 個人投資家の株式の売買動向（売買金額ベース）	2
・ 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比	3
・ 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比の推移	4
・ 公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金との比較	5
・ 金融商品のうち所得分類の垣根が低くなっている主な商品の比較例	6
・ 資産階層別所有金融資産に占める株式等の保有割合	7
・ 収入別の1世帯当たり平均株式・株式投資信託保有額（全世帯）	8
・ 収入階級別の株式・株式投資信託の総保有額（勤労者世帯）	9
・ 上場企業30社における個人株主が受ける配当金（2005決算期）	10
・ 近年の配当金の推移	11
・ 上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率の規定	12
・ 預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制	13
・ 分かりやすく簡素で利便性がある制度へ	14
・ 一般個人の投資リスクの配慮	15
・ 利子所得・配当所得の課税の概要	16
・ 株式譲渡益課税制度の概要	17

・ 特定口座制度	18
・ 配当課税の国際比較	19
・ 配当所得と株式譲渡益課税の国際比較	20
・ 株式譲渡益の課税方式と損益通算について（国際比較）	21
・ 株式等の譲渡所得等に係る特例の適用時期	22
・ 金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）	23

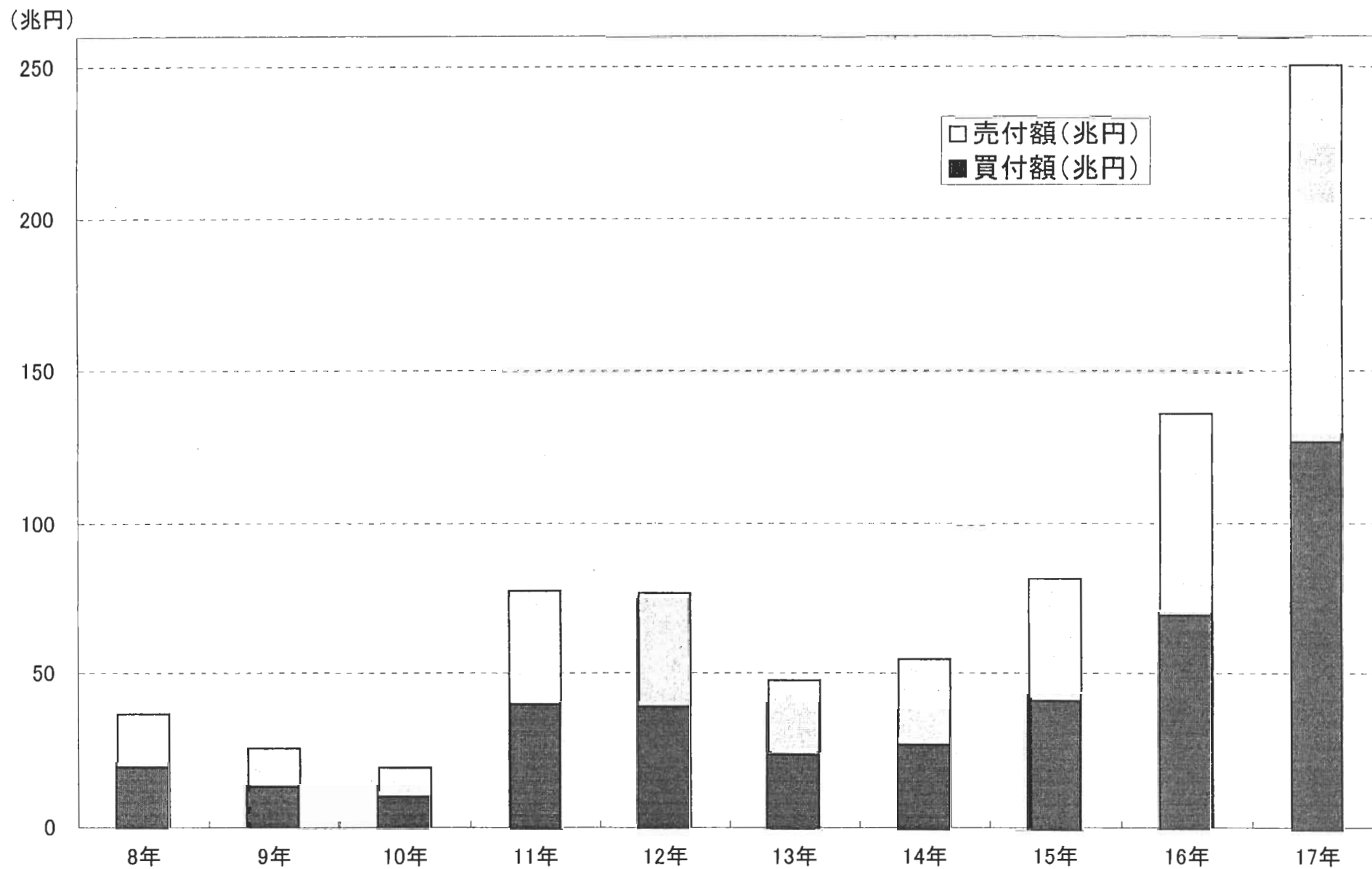
東証一日平均売買金額の推移



(注) 1. 18年は3月31日現在。

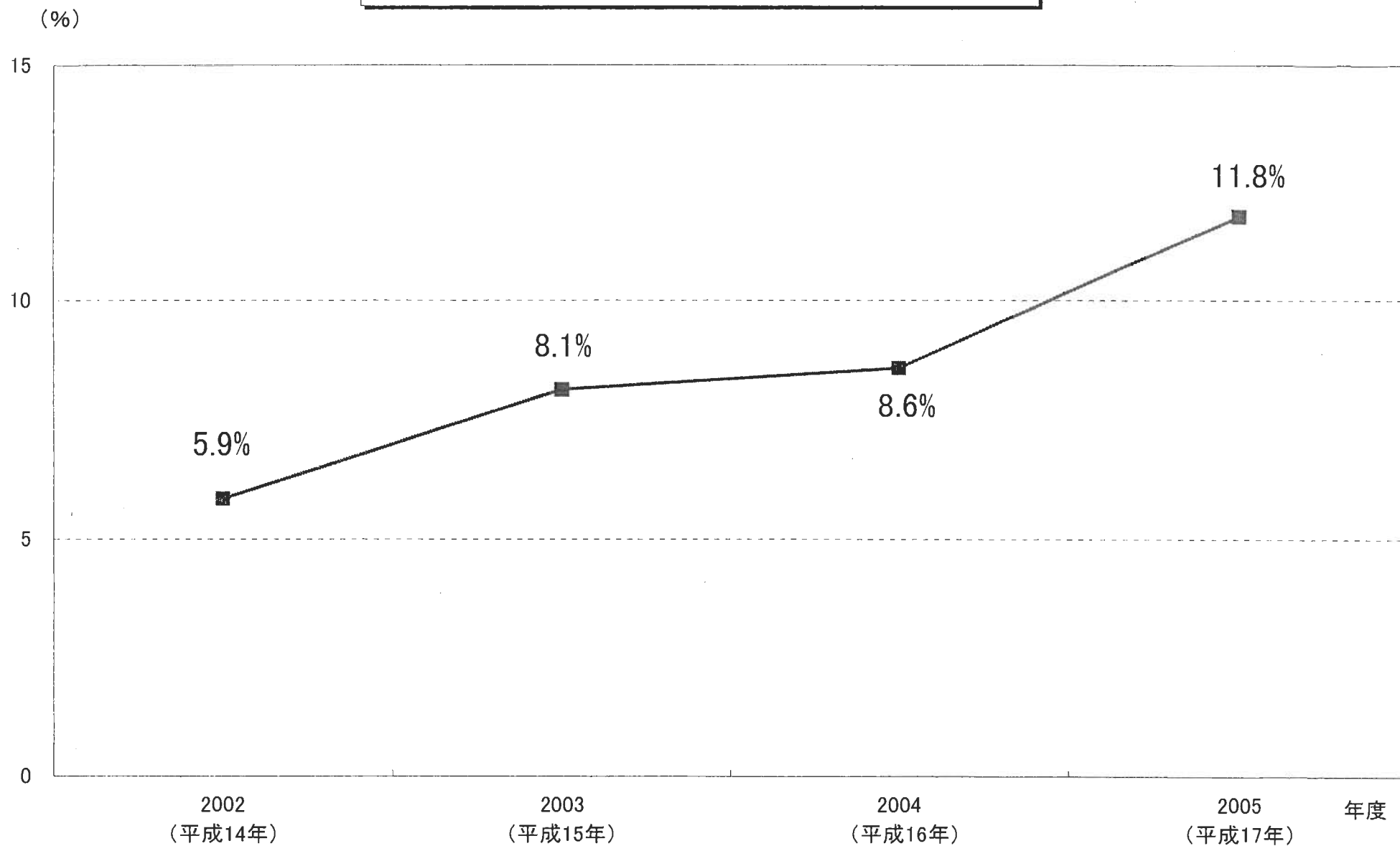
2. 東京証券取引所「証券統計年報」及び「東証統計月報」による。

個人投資家の株式の売買動向(売買金額ベース)



(注) 東京証券取引所「投資部門別売買状況」より、3市場1・2部分

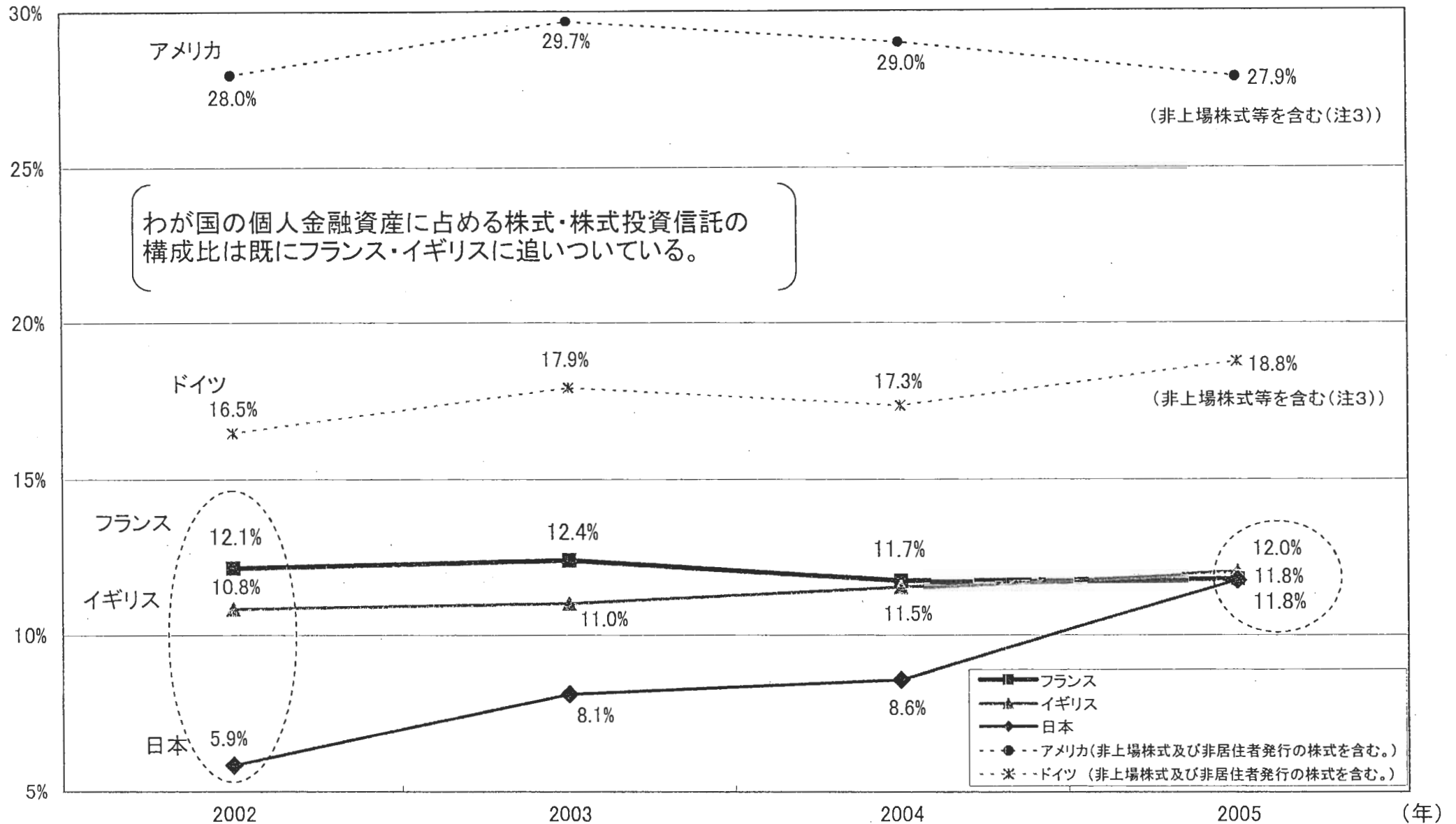
個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比



(注) 各年の年度末の数値である。

(出所) 日本銀行「資金循環統計(2006年6月)」。家計の数値。

個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比の推移



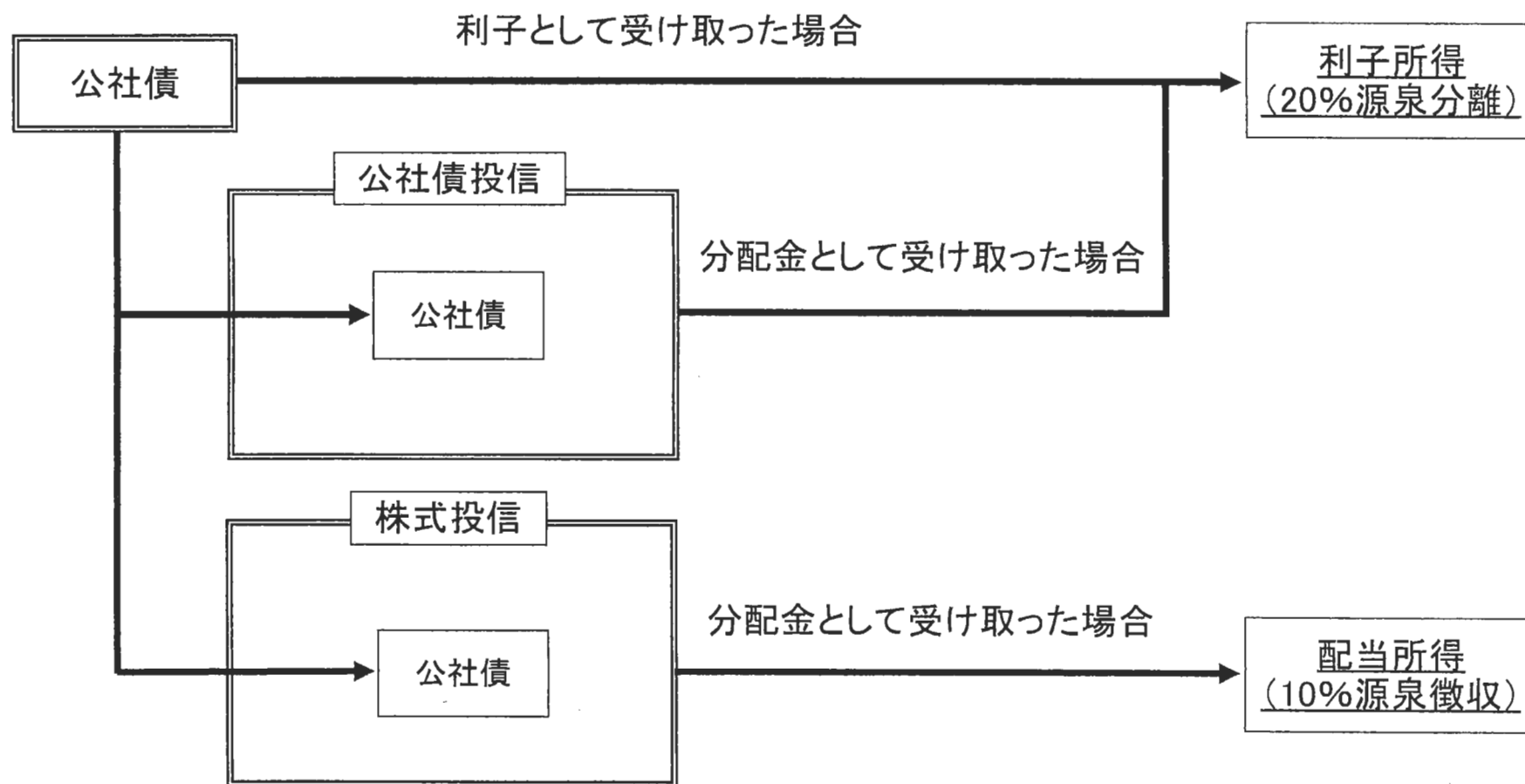
（注1）日本は年度末ベース（3月末）、諸外国は年末ベース（12月末）の数値。

（注2）「個人金融資産」とは家計の保有する金融資産であるが、アメリカ及びイギリス、ドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む。

（注3）「株式」には原則、居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上している。ただし、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式を含む。

（出所）日本：日本銀行「資金循環統計」、アメリカ：Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス：Office for National Statistics "Financial Statistics"、ドイツ：Deutsche Bundesbank "Financial Accounts 1991 to 2005"、フランス：Banque de France "Les Comptes Financiers Annuels"

公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金との比較



金融商品のうち所得分類の垣根が低くなっている主な商品の比較例

- 金融商品間の垣根が低下し、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能。
- 金融商品間の税率等課税方式が異なる場合には課税のアンバランスが生じる。

I

○ 公社債、公社債投資信託の利子

⇒ 利子所得 【20%】

○ 公募株式投資信託の収益分配金
〔収益の源泉を公社債の利子とすることも可能〕

⇒ 配当所得 【10%】

II

○ 永久劣後債の利子

⇒ 利子所得 【20%】

○ 優先株の配当
〔配当を額面額の一定割合とすることも可能〕

⇒ 配当所得 【10%】

III

○ 上場株式の譲渡益

⇒ 株式等に係る譲渡所得 【10%】

○ 公募株式投資信託の収益分配金
〔収益の源泉を株式の譲渡益とすることも可能〕

⇒ 配当所得 【10%】

IV

○ 公募株式投資信託の解約益

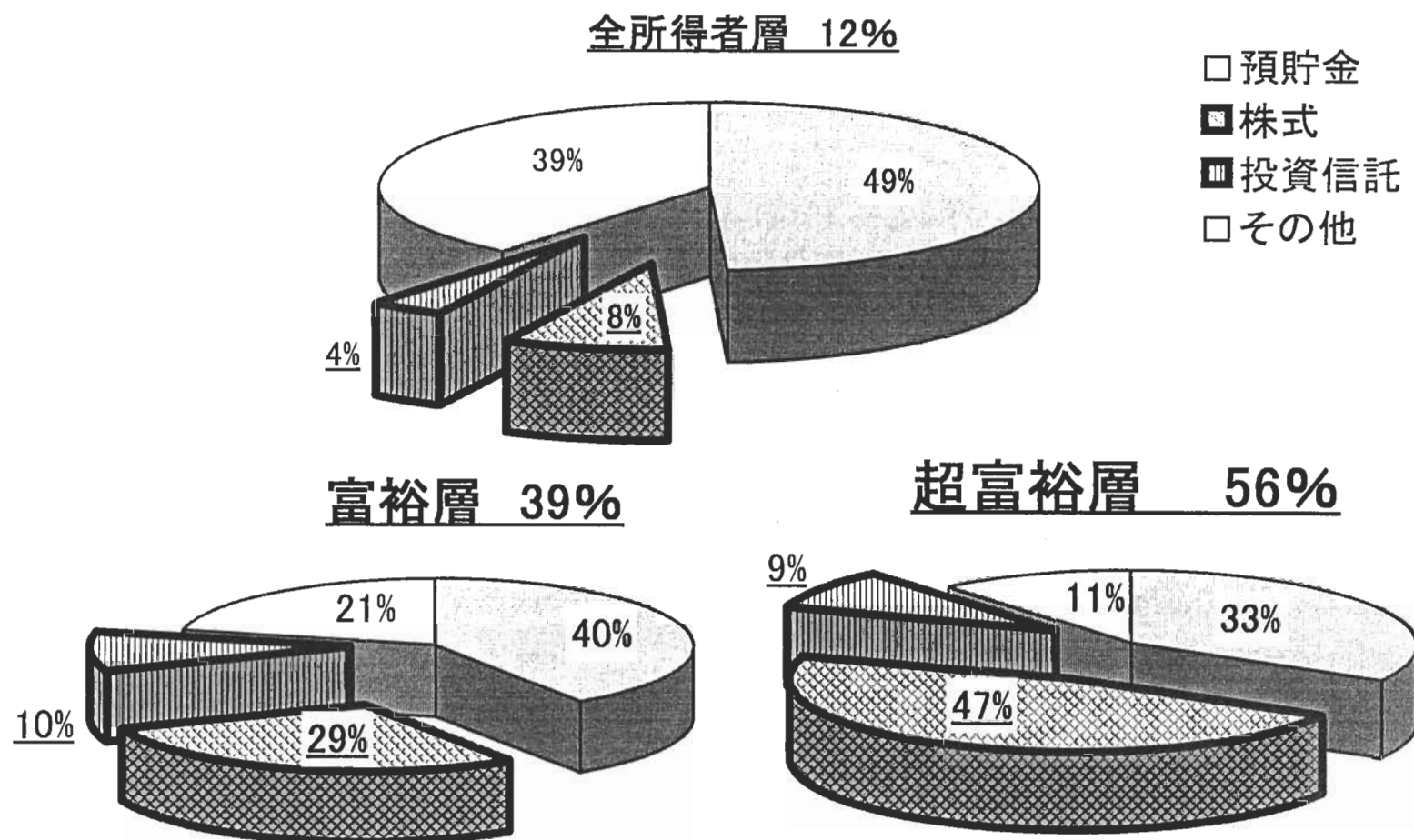
⇒ 配当所得 【10%】

○ 公募株式投資信託の解約益（買取請求形式）

⇒ 株式等に係る譲渡所得 【10%】

資産階層別所有金融資産に占める株式等の保有割合

- 富裕層ほど所有金融資産に占める株式・投資信託の保有割合が高い。
- 上場株式等の配当・譲渡益に対する優遇税率については、金持ち優遇税制との批判。



(注) 1. 富裕層は所有金融資産が1億円以上5億円未満、超富裕層は所有金融資産が5億円以上の世帯である。

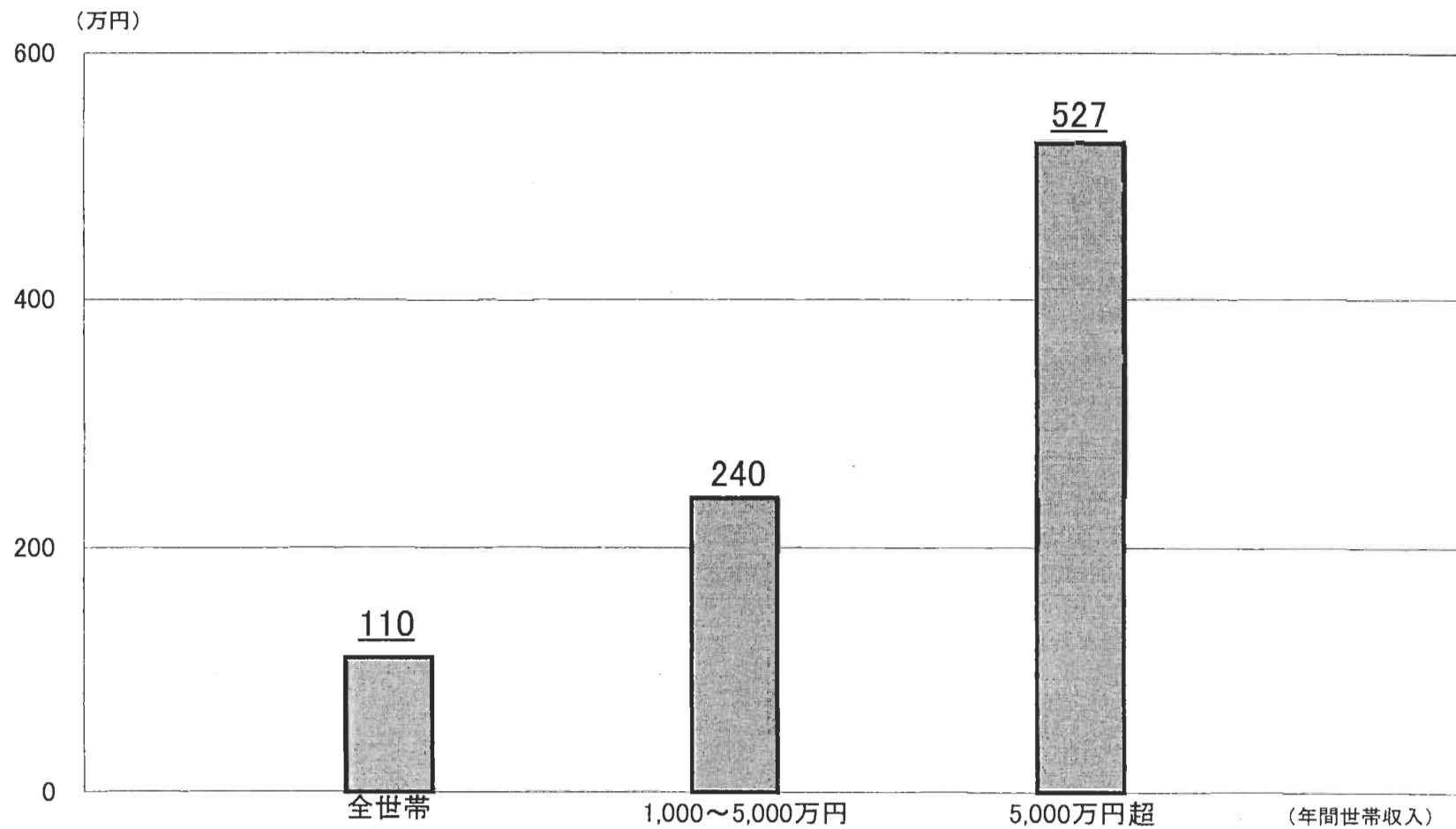
2. 株式には国内株式・外国株式を含み、非上場の株式を含まない。

3. 投資信託には国内投資信託・海外投資信託・ETF・REITを含む。

4. その他には、債券、保険等を含む。

(備考) 全所得者層は日本銀行「資金循環統計」(2006年3月ベース)より、富裕層及び超富裕層は野村総研調べ(2005年時点)より作成。

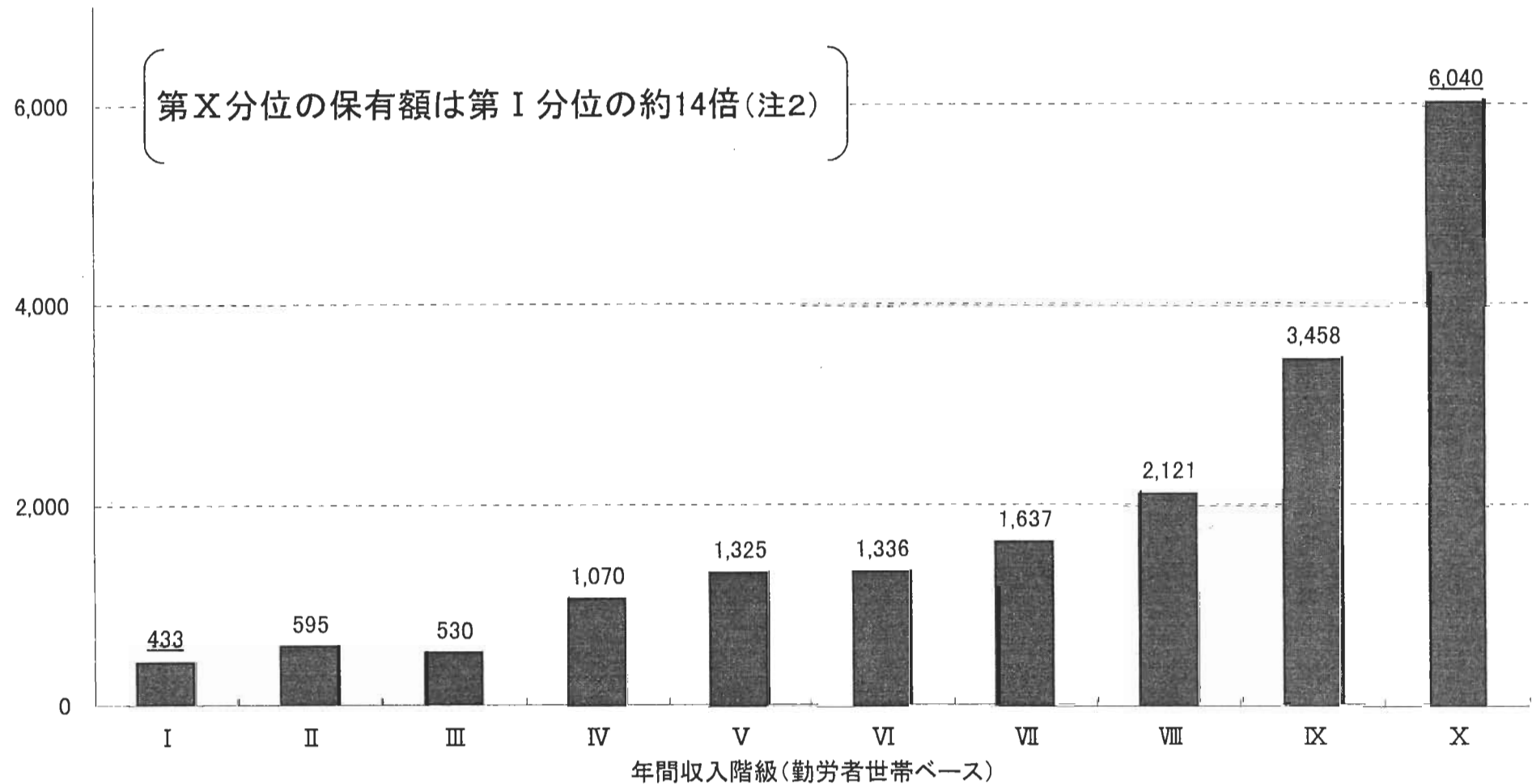
収入別の1世帯当たり平均株式・株式投資信託保有額（全世帯）



(備考) 総務省統計局「全国消費実態調査」(平成16年調査)を基に作成。

収入階級別の株式・株式投資信託の総保有額(勤労者世帯)

(百万円)



注1 総務省「平成16年全国消費実態調査貯蓄・負債結果表」より作成(調査世帯数は29,688世帯である。)

注2 なお、預貯金については、第X分位の保有額は第I分位の約4.4倍である。

注3 年間収入階級の範囲は、第I分位は360万円未満、第II分位は360～452万円、第III分位は452～529万円、第IV分位は529～600万円、第V分位は600～683万円、第VI分位は683～766万円、第VII分位は766～868万円、第VIII分位は868～1,000万円、第IX分位は1,000～1,215万円、第X分位は1,215万円以上となる。

上場企業30社における個人株主が受ける配当金（2005決算期）
 - 有価証券報告書記載株主（上位10名）より作成 -

○配当に対する10%優遇税率により、一人当たり平均▲320万円の税負担が軽減。

	受取配当金合計	個人株主の人数	一人当たり平均配当金	10%優遇税率による 税負担軽減額
大口（5%超保有）の 個人株主	7.5億円	19人	4,000万円	—
上記以外の個人株主	24.1億円	76人	3,200万円	一人当たり ▲320万円
合 計	31.6億円	95人	3,300万円	▲2億4千万円

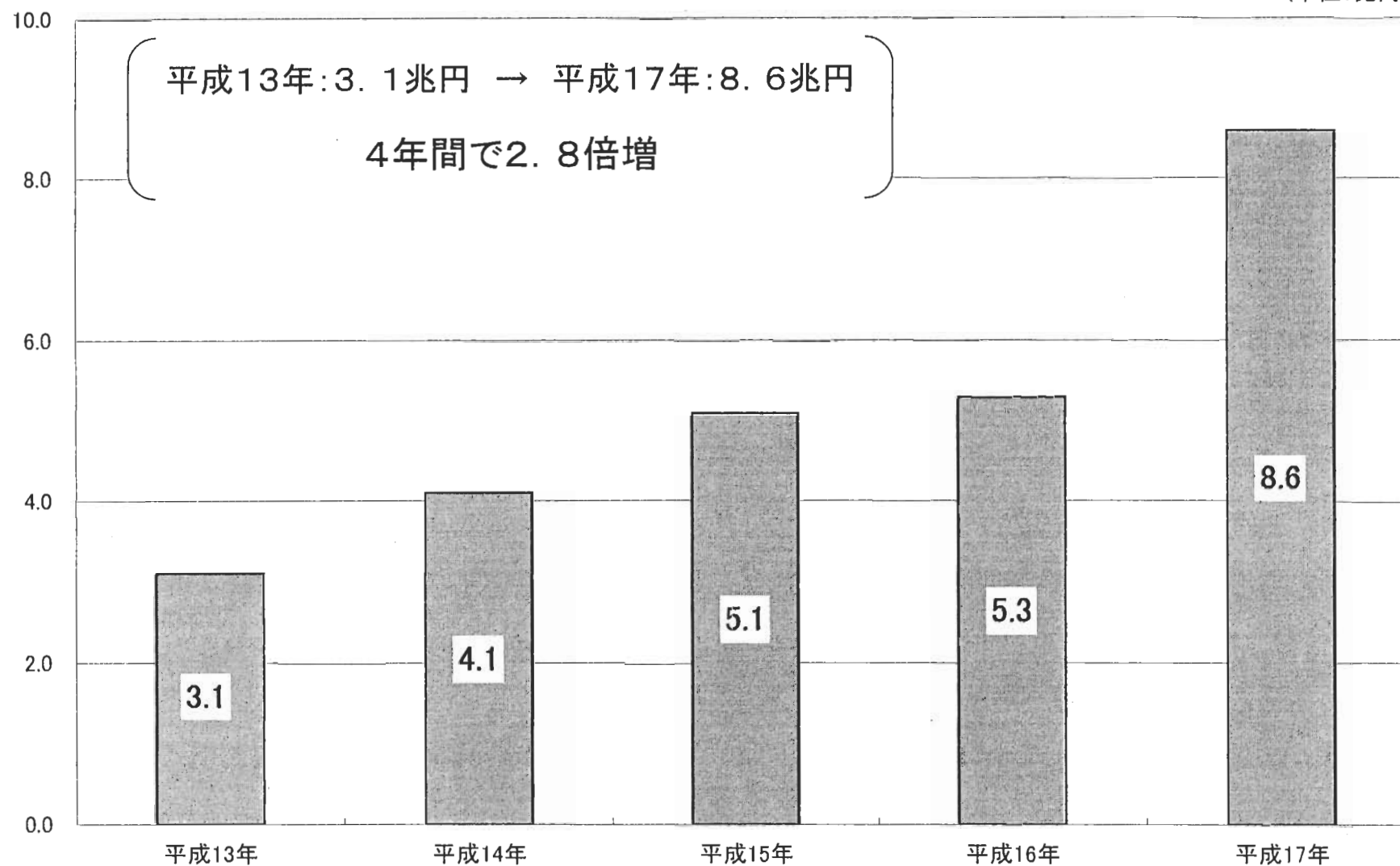
（備考1） 上場企業30社は、東洋経済社「会社四季報2006春号」の予想配当利回りランキングの上位30社を選定（「配当利回り」は「予想1株当たり現金配当金額÷株価×100」で東洋経済社が計算したもの）。

（備考2） 「10%優遇税率による税負担軽減額」は、優遇税率10%と20%との差である。

（備考3） 上記の者（大口株主を含む。）が株式を売却した場合のキャピタルゲインについても上場株式譲渡益に対する優遇税率10%が適用されることに留意。

近年の配当金の推移

(単位: 兆円)

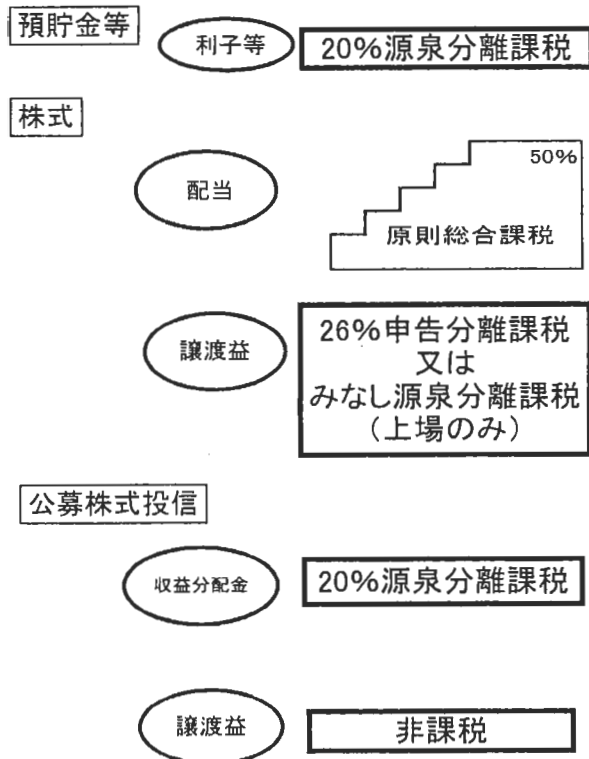


注1 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計」(全業種、資本金10億円以上)より作成。

注2 当期末の配当金の合計。

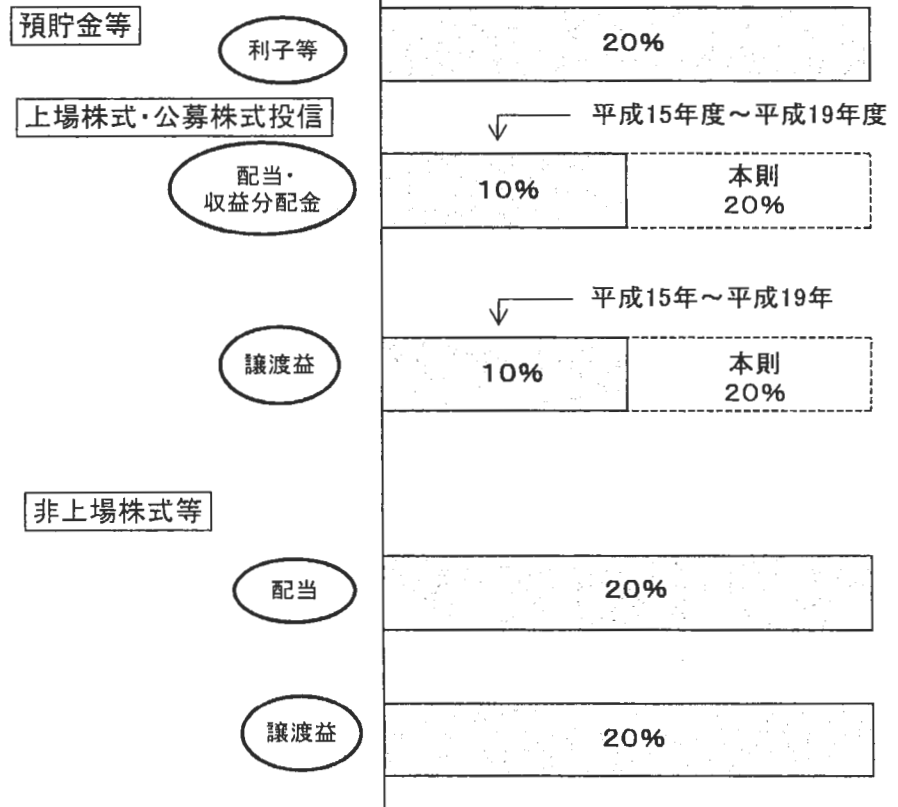
預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

- ◎ 金融商品間の課税の中立性・均衡化
- ◎ 分かりやすく簡素で利便性がある
- ◎ 一般個人の投資リスクの配慮



- ・ 株式譲渡損失の繰越控除不可
- ・ 損益通算は不可

平成13年度改正～平成16年度改正



- ・ 上場株式譲渡損失の繰越控除可
- ・ 株式投信と株式譲渡損失の損益通算可

分かりやすく簡素で利便性がある制度へ

配 当

総合課税
(20%源泉徴収、配当税額控除あり)

- ・自主申告
- ・税率は最高で50%
- ・1回の支払配当の金額が5万円以下のものは申告不要

(平成15年4月1日～)

総合課税(20%源泉徴収、配当税額控除あり)
又は
申告不要(20%源泉徴収のみで納税が完了)

(上場株式等の配当。ただし大口は除く。)
(平成15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、10%源泉徴収)

株 式 譲 渡 益

申告分離課税(26%)
又は
みなし源泉分離課税(20%源泉徴収)

- ※申告を選択した場合
- ・自主申告
 - ・取得価額を自分でチェック

- ※みなし源泉分離を選択した場合
- ・譲渡代金の5.25%をみなし譲渡益とみなす。

(平成15年1月1日～)

申告分離課税(20%)
又は
申告不要(20%源泉徴収のみで納税が完了)

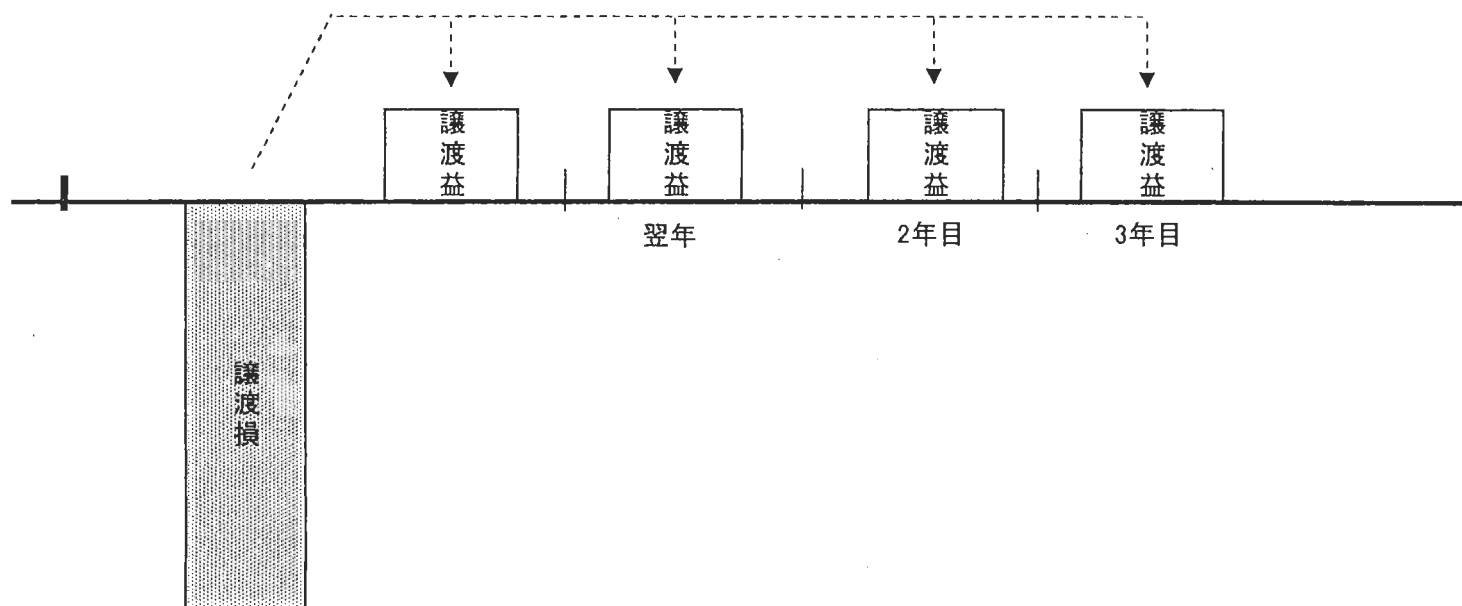
(源泉徴収特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡)
(平成15年～19年までの間の譲渡の場合には、10%)

- ※申告を選択した場合
- ・他の特定口座や特定口座以外の株式の譲渡所得との通算可
 - ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除

一般個人の投資リスクの配慮

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

上場株式等の譲渡をしたことにより損失が生じたときは、翌年以後3年間の繰越控除の適用



※ 平成15年1月1日以後に生じた損失について適用

利 子 所 得 ・ 配 当 所 得 の 課 税 の 概 要

利 子 所 得		概 要	
預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等		源泉分離課税 (所得税 15%) [住民税 5%]	

配 当 所 得		概 要	
		所 得 税	住 民 税
公募株式投資信託の収益の分配等 (注1)		総合課税 又は 申告不要 (15%の源泉徴収) [5%の特別徴収]	
剰余金の配当・利益の配当 ・剰余金の分配	上場株式等の配当 (大口以外)等 (注2)	※15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、所得税及び住民税あわせて10%の源泉徴収 (注3)	
	上 記 以 外	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	1回の支払配当の金額が 10万円×$\frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	

(注) 1. 公募株式投資信託の収益の分配等については、平成15年12月までは利子と同様の課税が行われ、16年1月から上記の課税が行われる。

2. 「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

3. 配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、所得税7%・住民税3%が適用される。

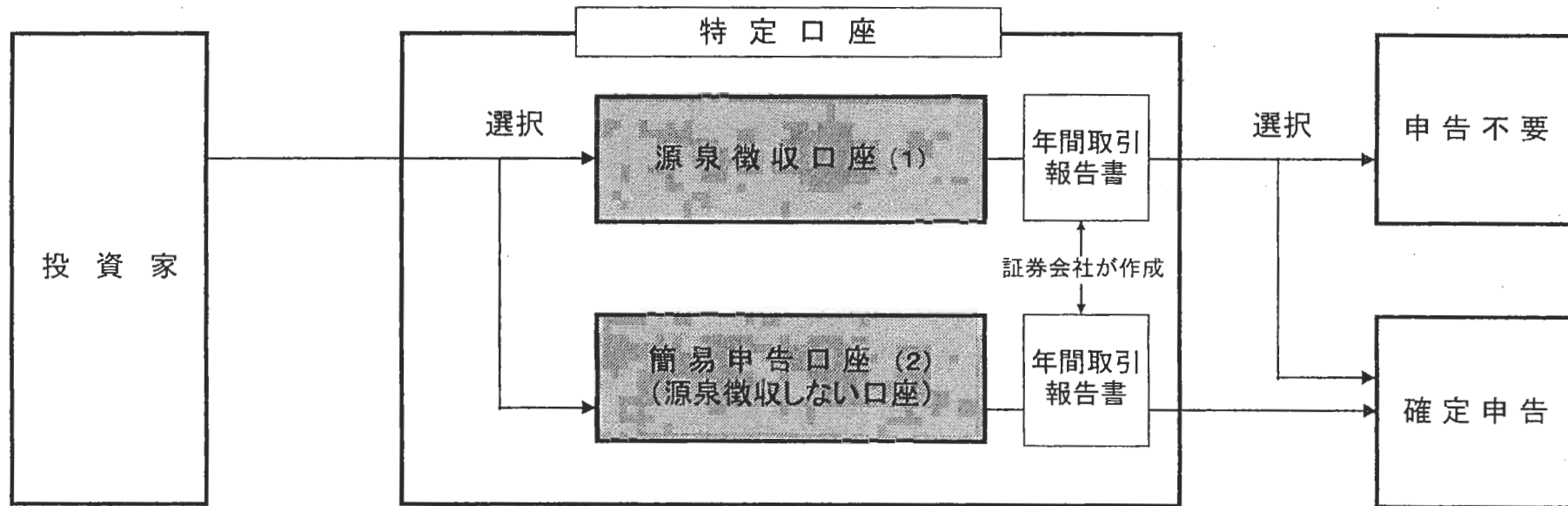
株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 ・ E T F 等	申告分離課税 $\text{譲渡益} \times 20\%$ (所15%、住5%) $\left[\frac{\text{＜平成15～19年の譲渡＞}}{\text{譲渡益} \times 10\%} \right]$ (所7%、住3%) (注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除〔15.1.1～〕 平成15年1月1日以後の譲渡による損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可 ※ 源泉徴収口座による確定申告不要の特例 源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
そ の 他 の 株 式 等	申告分離課税 $\text{譲渡益} \times 20\%$ (所15%、住5%) (16.1.1～) (16年度改正前：$\text{譲渡益} \times 26\%$ (所20%、住6%))

(備考1) 緊急投資優遇措置：平成13.11.30から平成14.12.31までの間に購入した上場株式等を引き続き保有し、平成17～19年に譲渡した場合には、購入額が1,000万円までのものに係る譲渡益は非課税とする。

(備考2) 上場株式等の取得費の特例：平成13.9.30以前から引き続き所有していた上場株式等（平成13.10.1において上場株式等に該当していたものに限る。）を平成15.1.1から平成22.12.31までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の譲渡の際の取得費を、その上場株式等の平成13.10.1における価額の80%相当額とすることができる。

特定口座制度



(1) 源泉徴収口座における源泉徴収

- ① 譲渡の都度、証券会社が、所得税15%・住民税5% (平成16年～19年までは所得税7%・住民税3%) の税率により、源泉徴収又は投資家への源泉徴収税額の返還を行う。
また、証券会社は、年間分を一括して翌年1月10日までに国庫に納付する。
- ② 源泉徴収選択口座については、年間取引報告書の税務署への提出を要しない。

(2) 簡易申告口座

証券会社に特定口座を開設した場合に、その特定口座内における上場株式等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して計算することができる。この計算は証券会社が行い、証券会社から交付される年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる。

配 当 課 税 の 国 際 比 較

国 名	課 税 方 式
日 本	→ 20%（実質）分離課税⇒源泉徴収のみで申告不要 （選択可）（平成 15 年度導入）（上場のみ、大口を除く） → 総合課税（※配当税額控除あり） （10～50%） ⇨ 金融所得に着目 ⇨ 事業参加性所得に着目
米 国	総合課税のみ（軽減税率あり） （軽減後 約 12～25.5%）
英 国	総合課税のみ（※部分的調整あり） （10～32.5%）
ドイツ	総合課税のみ（※配当所得控除あり） （約 15.8～44.3%）
フランス	総合課税のみ（※配当所得控除あり） （約 18～59%）

※1 日本の配当税額控除は、課税所得金額が 1,000 万円以下の部分は 10%（地方税 2.8%）、1,000 万円超の部分は 5%（地方税 1.4%）を税額から控除

※2 米国の住民税はニューヨーク州（州税率 4～6.85%の 5 段階）、ニューヨーク市（2.907～3.648%の 4 段階）の所得税を例にしている。

※3 英国の部分的調整は、受取配当にその 1/9 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の 1/9 を控除

※4 ドイツ、フランスの配当所得控除は、受取配当の 1/2 を株主の課税所得に算入

配当所得と株式譲渡益課税の国際比較

	各 国		日 本
配 当 課 税	米 国	総合課税（国税 15%、地方税約 7～10.5%、合計 最高約 25.5%）	→ 総合課税＋配当税額控除 （選択可） → 20%（実質）分離課税（平成 15 年度導入） （源泉徴収のみで申告不要）（上場のみ、大口を除く）
	英 国	総合課税（（10～32.5%）＋部分的調整あり）	
	ドイツ	総合課税（（約 15.8～44.3%）＋配当所得控除あり） ⇒2009 年から 25%源泉分離課税とする方向で議論中	
	フランス	総合課税（（約 18～59%）＋配当所得控除あり）	
株 式 譲 渡 益 課 税	米 国	総合課税（国税 15%、地方税約 7～10.5%、合計 最高約 25.5%） （注） 株式保有期間が 1 年以下の場合には、通常の総合課税（国税・地方税 合計約 17～45.5%）	20%申告分離課税 （特定口座を利用した申告不要の仕組みあり）
	英 国	総合課税（10～40%） （注） 土地等の譲渡益と合わせて譲渡益約 180 万円の非課税枠あり。	
	ドイツ	原則非課税（短期（1 年未満）の場合は総合課税（約 15.8～44.3%）） （注） 譲渡益の 1/2 に対し、土地等の譲渡益と合わせて約 7 万円までは非課 税（超えれば譲渡益の 1/2 の全額が課税）。 ⇒2009 年から 25%源泉分離課税とする方向で議論中	
	フランス	27%申告分離課税 （注） 譲渡額約 213 万円までは非課税（超えれば譲渡益の全額が課税）	

※1 日本の配当税額控除は、課税所得金額が 1,000 万円以下の部分は 10%（地方税 2.8%）、1,000 万円超の部分は 5%（地方税 1.4%）を税額から控除

※2 米国は、低所得者については国税 5%となる。

※3 米国の地方税はニューヨーク市の所得税を例にしている。

※4 英国の部分的調整は、受取配当にその 1/9 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の 1/9 を控除

※5 ドイツ、フランスの配当所得控除は、受取配当の 1/2 を株主の課税所得に算入

株式譲渡益の課税方式と損益通算について(国際比較)

未定稿

(2006年7月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式譲渡益の 課税方式	総合課税	総合課税	原則非課税(注) (投機売買(12ヵ月 以下保有)等につ いては総合課税)	分離課税
株式譲渡損失の 利子・配当所得との 損益通算の可否	△ (年間3,000ドル(約35万 円)を限度として通算可)	×	×	×

(注) 2009年から、源泉分離課税とする方向で議論中である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝116円(基準外国為替相場：平成17年(2005年)12月から平成18年(2006年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

株式等の譲渡所得等に係る特例の適用時期

13年分	14年分	15年分	16年分	17年分	18年分	19年分	20年分	21年分	22年分	23年分～
【源泉分離課税】										
【申告分離課税】										
原則（国税20％、地方税6％）			（国税15％、地方税5％）							
長期所有上場特定株式等の100万円特別控除	上場株式等の優遇税率の特例（国税7％、地方税3％）									
	上場株式等（平13.9.30以前取得分）の取得費の特例									
	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除									
	特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税									
	←（購入等）→ ←（保有）→ ←（譲渡）→									
	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例など									
準備口座			特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例							

二 金融所得課税一体化の具体的内容

2. 損益通算等

（2）具体的検討

- ① 株式譲渡損益と公社債の譲渡損益との損益通算については、両者がともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であることを踏まえ、適正な執行体制の下で公社債譲渡益が課税化される場合には認めることが適当である。
- ② 株式譲渡損失と配当所得との損益通算については、配当所得は経常所得であり、上記のとおり譲渡所得とは税制上の性格が異なる。

しかし、現下の「貯蓄から投資へ」という重要な政策的要請に応え、（イ）配当と株式譲渡損失はともにリスク資産である株式から生じるものでその関連性が強いこと、（ロ）配当所得が分離課税とされれば両者の課税上の取扱いが均衡がとれることから、上場株式の配当と譲渡損失、公募株式投資信託の収益分配金と譲渡損失の間の損益通算を政策的に認めることが適当である。ただし、政策的に損益通算を認める場合であっても、諸外国の例も参考としつつ、損益通算について一定の制限を設ける必要がある。損益通算し切れなかった株式譲渡損失は、3年繰越しの対象とし、翌年以降も損益通算可能とすることが考えられる。

- ③ 株式譲渡損失の損益通算の範囲を利子所得まで広げると、株式投資の一層のリスク軽減を図ることができる。現行制度においては一律源泉分離課税とされている利子所得について、損益通算を行うための申告を可能とする制度に改めるとともに、支払調書制度を整備する必要がある。その場合、官民双方の事務負担も考慮すべきである。「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から株式譲渡損失と利子所得の損益通算を可能とするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的な検討が必要である。